

法人用

土地
家屋 価格等縦覧帳簿縦覧申請書

兼固定資産課税台帳閲覧申請書

〔縦覧期間において納税者が
閲覧する場合に限る申請書〕

小山町長様

令和 年 月 日

下記のとおり、真実に相違ないことを宣誓し、あわせて縦覧帳簿の縦覧及び固定資産課税台帳の閲覧を申請します。

窓口に来られた方 (申請者)	住所				
	フリガナ				
	氏名				
	生年月日	明・昭 大・平	年 月 日生	性別	男・女
縦覧できる方(納税者)との関係	代表者・社員 その他 ()				
縦覧(閲覧)物件	土地・家屋・償却				
法人名 (納税者)	所在地				
	法人名	(代表印)			

※土地のみ所有している場合は家屋、家屋のみ所有している場合は土地の縦覧ができませんので、ご注意ください。

※申請には、法人実印(代表者印)が押印された申請書若しくは委任状が必要となります。

※縦覧帳簿の写しの交付や撮影等はできませんのでご注意ください。

小山町税務課整理欄

受付印

整理番号(連番)	
縦覧(閲覧)物件	土地・家屋・償却
所有物件	土地・家屋・償却
縦覧・閲覧の別	縦覧・閲覧

注)所有している物件と同一種類のものしか縦覧できない。

取扱者	本人確認
	運転免許証・健康保険証・身分証明書・納税通知書・ 賃貸借契約書・()

委任状

令和 年 月 日

小山町長様

委任者	住所	
	氏名	①

私は、次のものを代理人と定め、下記の事項を委任する。

代理人	住所	
	氏名	

記

委任事項

該当するものに○	1 土地価格等縦覧帳簿の縦覧に関する事。
	2 家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に関する事。
	3 固定資産課税台帳の閲覧に関する事。

◀ 縦 覧 ▶

☆縦覧制度の意義

納税者が、他の固定資産の評価額との比較を通じて自分の固定資産の評価額が適正かどうかを判断できるようにするもの。

☆縦覧制度と守秘義務の関係

土地や家屋の評価額は法第 22 条に規定する「秘密」に該当するものである。

縦覧制度においては、固定資産税の納税者に対し、縦覧期間中、同一市区町村内の土地や家屋の評価額を縦覧に供することとなっているので、法の規定により守秘義務を解除したものと位置付けられる。

そのため、縦覧制度によらずに、土地や家屋の評価額を開示する場合には守秘義務に抵触するおそれがある。(縦覧期間以外や納税者以外に開示できない。)

☆縦覧制度における納税者本人所有資産以外の土地又は家屋の評価額についての当該納税者に対する説明の程度と、納税者本人所有資産である土地又は家屋の評価額についての当該納税者に対する説明の程度

他の土地や家屋の評価額についての説明(縦覧制度における説明)と本人所有資産の説明(固定資産課税台帳の閲覧制度における説明)は、区別して取扱うことが必要である。

具体的には、縦覧制度において他の土地や家屋の評価額について説明を求められた際は、納税者本人の課税資料を参考に、一般的な評価方法について説明することや、土地について別途公開されている路線価等図を活用して説明することはもとより差し支えないが、他の土地や家屋の評価情報の内容を縦覧帳簿に記載された事項以上に詳しく説明することは、市町村の説明責任の範囲を超えているだけでなく、守秘義務に反するおそれがある。

一方、閲覧制度において納税義務者本人に係る資産の評価額について説明を求められた際は、あらゆる課税資料を用いて説明することが求められる(以下の表参照)。

説明すべき資産	縦覧/閲覧	評価内容を説明する程度
他の土地や家屋	縦覧制度	縦覧帳簿に記載されている事項(その他、一般的な評価方法、土地についての路線価等図)
納税義務者本人に係る固定資産	閲覧制度	固定資産課税台帳のほか、評価調書等あらゆる課税資料に記載されている事項

☆縦覧チェック事項

- 納税者しか縦覧できない
- 所有している同一の種類資産しか縦覧できない
- 納税者以外の者の場合、原則として委任状がなければ縦覧できない